

六〇万人のサラリーマンの妻が国民年金に任意加入している。国民年金の全被保険者数は、昭和五十九年度で約二五〇〇万人であるから、その四分の一以上がサラリーマンの妻の任意加入である。すでにこれだけの人が国民年金に加入し、長年にわたって保険料を納めており、このことがいまの国民年金制度を財政的にも支えているという事実はいへんな重みをもっている。いまになって国民年金の任意加入制度をただ廃止するわけにはいかないのである。

第三に、厚生年金と国民年金の強制、任意をあわせた女子の年金加入者の総数は、昭和五十九年度で約二五〇〇万人にも達しており、男子の年金加入者二七〇〇万人にくらべて大きな差はない。いまや實際上女子も大部分の人が厚生年金または国民年金に加入しているといつてよいし、これからもその数は増えるであろう。また職業、収入、性別を問わず、すべての人に年金を保障するというのが制度の理念であり、それに近年における離婚の増加傾向を考えれば、夫の厚生年金の加給対象になり、夫が死亡したときに遺族年金を受けられるというだけではサラリーマンの妻の年金権としては不十分である。

しかしサラリーマンの妻を国民年金に強制適用することについては問題も少なくない。最大の問題は、どうしてすべての人に保険料を納めてもらうかということである。すでに七割の人が任意加入して保険料を納めているのだからそれほど心配ないという意見もあるかも知れないが、サラリーマンの妻のなかには夫の収入が低く、保険料を納めることのできない免除対象者は当然いると思わなければならない。しかしサラリーマン世帯についてまで個々に収入調査をして保険料の負担能力の有無の認定をすることは実際上不可能である。また保険料を納められる人であっても、保険料の納め忘れや滞納ということがある。そこで現実的、実地的な方法として、サラリーマンの妻は一人一人保険料を納めず、夫の厚生年金の保険料の中に妻の国民年金の保険料の分も含まれていることにし、夫と妻の国民年金の保険料分を厚生年金会計から一括して基礎年金の拠出金として国民年金会計の中の基礎年金勘定に払い込むことにしたのである。

たのである。

こういつたサラリーマンの妻の取扱いについて国会ではさまざまな意見がでた。まずサラリーマンの妻だけが自ら保険料を納めないで給付が受けられるのは社会保険の理論からいっておかしいという意見である。しかし妻の基礎年金はこれまでの夫の加給年金を増やして妻名義のものにしたものであると考えれば、これまでどおり夫の保険料でまかなわれることにしてもそうおかしいことではない。アメリカやイギリスでも夫の拠出に基づいて妻自身の年金が支給されているし、わが国の健康保険でも夫の保険料で妻や子に保険給付が行われている。仮に夫の保険料に妻の分を含めるのであれば、妻がいる場合といない場合で夫の保険料率に差をつけるべきではないかという意見もあった。それも一つの理屈かも知れないが、健康保険でも妻や子の有無や数によって保険料率に差は設けられていない。それと差をつけるとすれば事務的にもたいへんである。もう一つせつかくこれまで多数のサラリーマンの妻が、自分の老後の年金のために自ら保険料を納め、それによって年金に対する自助努力や自己責任の意識が育ってきたのにいまこれをやめるのは惜しいという意見があったが、この点については率直にいつて私もそういう気がしないではない。

3 妻の届出

今回のサラリーマンの妻の取扱いについて、事務処理上からの問題を指摘する意見がある。サラリーマンの妻はこれからは国民年金の第三号被保険者になるが、サラリーマンの妻はまず自分がそれに該当することを市町村に届け出なければならぬ。その後仮に自分が勤めにできれば、当然厚生年金などに加入し、第二号被保険者になるし、勤めでなくても何らかの収入があり、それが年収九〇万円をこえれば夫の被扶養者でなくなり、第一号被保険者として保

除料を自ら納めなければならない。また夫の退職や失業によって夫がサラリーマンでなくなった場合は無論のこと、夫が死亡したり、夫と離婚した場合にも第三号被保険者の資格を喪失し、第一号被保険者になる。サラリーマンの妻はこういったことの都度市町村に届け出なければならない。

市町村は原則として被保険者からの届出によって第三号被保険者としての資格と期間を記録し、それをもとに六十五歳になったとき年金受給権の有無を認定する。そのときに過去に第一号被保険者であったにもかかわらず、自ら納めるべき保険料を納めていない期間があれば、当然年金が受けられなくなったり、額が少なくなる。いま約一二〇〇万人もいると推計されるサラリーマンの妻について果たしてこのような被保険者の種別の変更、資格の得喪の届出がきちんと行われるかどうか、そしてそれを正確に記録し、きちんと長期間保存管理できるかどうかという点とである。社会保障制度審議会委員として国民年金の創設以来あらゆる年金改正にタッチしてこられ、制度にも実務にもくわしい故今井一男氏も、今回のサラリーマンの妻の取扱いには制度の仕組みとしても疑問があり、実務上もうまくいかないのではないかとこの危惧を私によせられた。率直に言ってこのような心配がないわけではない。それだけにこれからサラリーマンの妻は、自ら保険料を納めなくてよいかわりに、必要な届出はきちんと行わなければならない。また社会保険事務所や市町村も事業主などの協力をえて第三号被保険者の的確な事務処理に万全を期さねばならない。こういったことがうまくいくかどうか新しい制度の将来を左右することにもなるといっても過言ではない。

今回の改革でサラリーマンの妻にもこれからは加入期間四十年で五万円の基本年金が保障されることになる。そのかわり夫の厚生年金は、これまでの夫婦二人分の水準から単身の水準に下がり、妻分の加給もなくなる。この場合これまで国民年金に任意加入していた人の加入期間や、納めた保険料の扱いがどうなるかという点と、昭和三十六年四月一日以降のサラリーマンの妻の期間は任意加入していたかどうかにかかわらず、すべて基本年金の資格期間に算入され、実際に任意加入して保険料を納めていた人は、任意加入しなかった人より高い基本年金が受けられる。これまでは夫の年金についていた月額一万五〇〇〇円の妻の加給分は、妻が六十五歳になればなくなるが、昭和二年四月一日以前に生まれた人については同じ額の振替加算が基礎年金のうえにつき、それ以降昭和四十一年四月一日以前に生まれた人についても年齢に応じて五十九年度価格で一万五〇〇〇円以下一〇〇八円までの振替加算がつく。今回の改革でサラリーマンの妻をどう取り扱うかは、年金の体系や給付の仕組みの基本ともかかわる問題だけに、つとも迷い、苦心した点の一つである。これについての意見、評価は分かれるかも知れないが、これによってこれまで不安定であり、あいまいであったサラリーマンの妻の年金制度のうえでの取扱いが明確になり、名実ともに女性の人格と権利が認められたといえるであろう。

4 支給開始年齢の引上げ

女性の年金についての今回の改革の第二は、これまで五十五歳であった厚生年金における女子の老齢年金の支給開始年齢が、男子と同様六十歳に引き上げられたことである。昭和十七年に厚生年金ができたとき、老齢年金の支給開始年齢は男女とも五十五歳であった。それが昭和二十九年の厚生年金の大改正の際に、男子のみ二十年かけて六十歳に引き上げられ、女子はそのまま五十五歳に据え置かれた。それは当時女子で雇用者として働く人は少なく、仮に厚生年金に加入しても年金の資格期間を満たさず、脱退手当金を受けて脱退する者が大部分であったからである。い

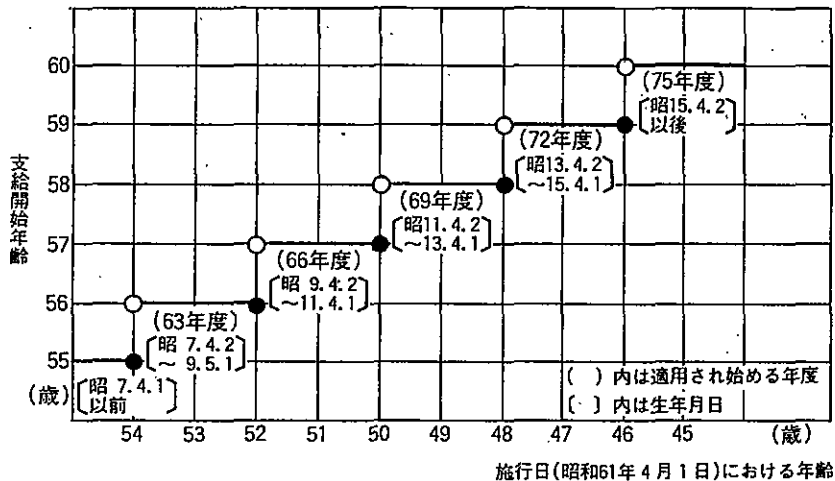
う国はない。
 今回の年金改革は職業や性別にかかわらず国民に公平で平等な年金制度の確立をめざすものであり、もはや女子の支給開始年齢だけを五十五歳にしておく必要性はないといつてよい。社会保険審議会も女子の支給開始年齢については、労働条件における男女差の解消などの趨勢を考慮し、見直すべきであるという意見であった。
 しかし女子にとつても支給開始年齢の引上げはすでに年金を受けている人にとつては無論のこと、年金受給の間近の人にとつてはたいへん大きな問題であり、一挙に五歳も引き上げることはできない。
 昭和二十九年に男子の支給開始年齢を五十五歳から六十歳に引き上げたときも二十年かけている。そこで今回の女子の支給開始年齢の引上げも十五年という長い期間をかけて行うこととして、新法施行日に五十四歳以上の人（昭和七年四月一日以前に生まれた人）は、これまで通り五十五歳のままとし、五十二歳及び五十三歳の人は五十六歳、以後年齢が二歳若くなることに支給開始年齢が一年ずつ引き上げられ、施行

第11-1表 老齢年金の支給開始年齢と平均余命

支給開始年齢	支給開始年齢における平均余命		平均寿命 (昭和59年)
	昭和35年	昭和59年	
男 60歳	14.87年	19.24年	74.54年
女 (改正前) 55歳 (改正後) 60歳	21.91年	27.47年	80.18年
	17.91	23.00	

資料：厚生省年金局調べ

第11-3図 女子の支給開始年齢引上げの経過措置



や雇用者として働く女子は全雇用労働者の三五・六%を占めるに至り、また、昭和三十六年の国民年金創設の際年金の通算制度ができ、一年以上の加入期間は原則として必ず年金に結びつくことになった。
 一方国民の平均寿命は、男女ともめざましい伸長をとげ、いまや男子七四・五四歳、女子八〇・一八歳に達し、女子の平均寿命は世界一長くなった。男子六十歳、女子五十五歳という年金受給開始後の平均余命をくらべると、男子一九年に對し、女子は二七年と男女の差はさらに大きい（第11-1表）。雇用の面でも六十歳定年制が徐々に一般化しつつあり、定年について男女で差をつけている企業も、昭和四十八年には二八・九%であったが、昭和五十八年には一八・五%に減っている。
 国民年金の支給開始年齢は男女とも六十五歳である。共済年金は、現在男女とも五十六歳であるが、昭和七十年には男女とも六十歳になる。諸外国ではアメリカ、スウェーデンは男女とも六十五歳、フランスは男女とも六十歳、イギリス及び西ドイツは男子六十五歳、女子六十歳で、国によってまちまちであり、男女差を設けている国はあることはあるが、女子五十五歳とい

日に四十五歳以下の人（昭和十五年四月二日以後に生まれた人）から全部六十歳にすることにした。いいかえれば昭和六十三年から三年ごとに年齢が一歳ずつ引き上げられ、昭和七十五年にすべての女性の支給開始年齢が六十歳になる（第11-3図）。

5 保険料率の男女差の解消

支給開始年齢のほかに、厚生年金には保険料率にも昭和五十九年現在で男子千分の一〇六、女子千分の九三という男女差がある。保険料率の男女差は厚生年金ができたときからのものであるが、これについても女子の雇用動向、平均余命等からみて、男女差を残す合理的理由に乏しいというところで、昭和五十五年改正のときから女子の保険料率だけ毎年千分の一ずつ引き上げ、男女差を縮少してきている。社会保険審議会は、保険料率の男女差については引き続き計画的に是正をはかるべきであるとした。そこで今回の改革でさらに格差縮少のピッチを早めることとし、昭和六十年十月から男子は千分の一八アップして千分の一三四にするのに対し、女子は千分の一〇二アップして千分の一三三とし、昭和六十一年以降も女子の保険料率だけは毎年千分の一ずつ引き上げていくこととしたのであるが、

第11-2表 厚生年金の保険料率（改正後）

年次	男子	女子
昭和60年	10.6→12.4% (1.8%)	9.3%→11.3% (2.0%)
61	12.4	11.45
62	12.4	11.6
63	12.4	11.75
64	12.4	11.9

(注) () 内は保険料率の引上げ幅

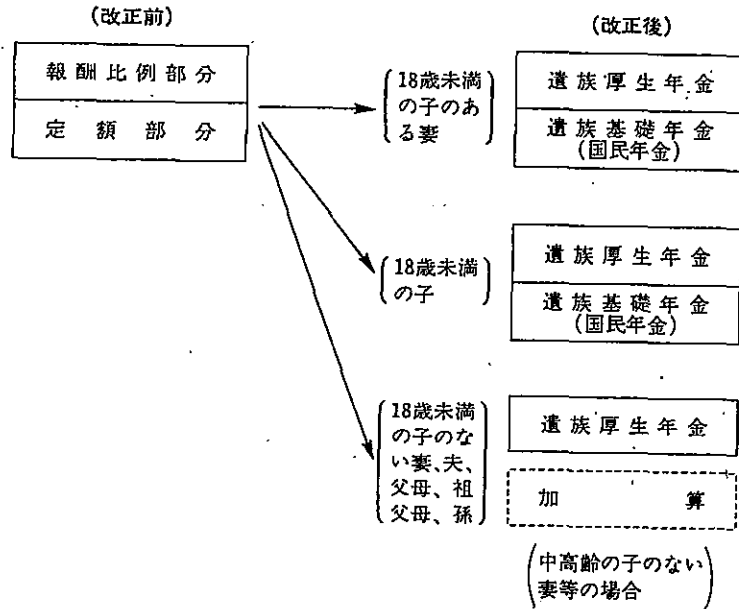
参議院で格差縮少のピッチを早めることはやむをえないとしても、毎年の引上げ幅をもう少し縮少すべきであるという意見がで、千分の二から千分の一・五に縮少することに修正された。これにより女子の保険料率は昭和六十四年には千分の一・九になり、男子との差は千分の五になる。仮にそれ以後も同じペースで差が縮少されていけば、昭和六十八年に保険料率の男女差はまったくなくなることになる（第11-2表）。

6 母子年金及び遺族年金の改善

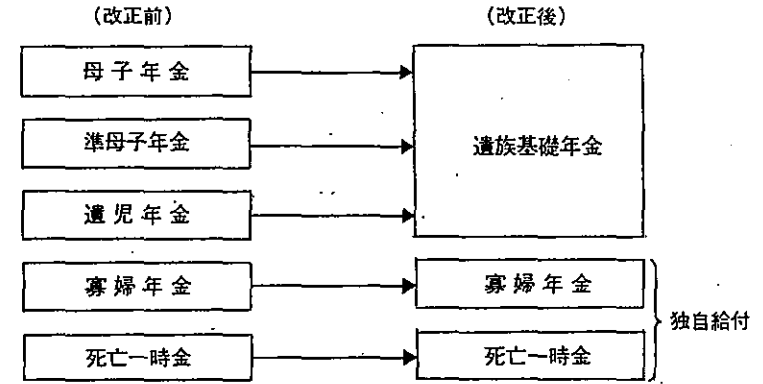
女性だけを対象としたものではないが、受給者に女性が多く、女性にきわめて関係の深い年金が母子年金や遺族年金である。これらについてはこれまで次のようなことが問題点として指摘されてきた。第一は、年金を受けられる遺族の範囲に制度によつてちがいがあることである。国民年金は夫が死亡した場合に十八歳未満の子のある妻とそれに準ずる母子、それに十八歳未満の子に限られるのに対し、厚生年金は妻、子のほか、六十歳以上の夫、父母、祖父母、十八歳未満の孫も遺族年金を受けられることができる。

第二に、年金を受けるために必要な被保険者期間などにも制度によるちがいがあることである。国民年金の場合は、母子年金を受けるために原則として受給者たる妻が被保険者として一年以上保険料を納めていることが必要であるのに対し、厚生年金の場合には、死亡した夫に六月（共済の場合は一年）以上の被保険者期間があることが必要である。国民年金をつくる際、国民年金についても厚生年金の場合と同様、死亡した夫に一定期間保険料を納めていることを必要とすべきではないかという意見もあったが、国民年金が夫婦それぞれ独立の被保険者としており、受給者となる妻について一定の保険料納付を要件としたのである。

第11-5図 厚生年金の遺族年金の仕組み



第11-4図 国民年金の母子年金の仕組み



第三に、厚生年金の遺族年金の水準は、恩給の扶助料と同様夫の受けるべき老齢年金の二分の一ということになっているが、これが諸外国にくらべて低いことである。したがってこれを諸外国における遺族年金の水準と同様、六割乃至七割程度に引き上げるとともに、妻の年齢、子の有無など遺族の態様によって遺族年金の保障の必要性にちがいががあるので、十八歳未満の子のある妻や中高年の妻によりよい手厚い年金を支給すべきではないかという意見が強かった。

このような指摘や意見をふまえ、今回の改革で母子年金と遺族年金は次のように改められた。

一 被用者たると自営業者たるとを問わず、国民が国民年金に加入し、加入期間中に生計中心者たる夫が死亡すれば、国民年金から遺族基礎年金を受けることができる。

二 遺族基礎年金を受けることができる遺族の範囲は、十八歳未満または二十歳未満で、一、二級の障害のある子を有する妻あるいはその子に限られることはこれまでの国民年金と同じであるが、これまでとちがって遺族基礎年金を受けるためには、死亡した夫や受給者となる妻に、六月あるいは一年以上という被

保険者期間や保険料納付済期間は必要でなく、死亡した夫が被保険者になってすぐ遺族となった場合であっても、遺族基礎年金が支給される。ただし、国民年金の場合には死亡した夫が保険料を三分の二以上滞納していないことが必要である。妻についての保険料納付は問われない。

三 遺族基礎年金の創設に伴い、国民年金の母子年金、準母子年金、遺児年金、母子福祉年金、準母子福祉年金はすべて廃止される。既裁定の母子年金や準母子年金、遺児年金は遺族基礎年金と同様の水準に引き上げられる。既裁定の母子福祉年金、準母子福祉年金も遺族基礎年金に裁定替される(第11-4図)。

四 遺族基礎年金の額は、死亡した夫の保険料納付済期間にかかわらず、四十年納付の場合の老齢基礎年金と同じ昭和五十

九年度価格で月額五万円、十八歳未満の子がいれば第一子及び第二子については月額一万五〇〇〇円、第三子からは一人について五〇〇〇円加算される。これまで国民年金の母子年金は、子一人の場合月額六万二八七円、母子福祉年金は三万三三〇〇円であったが、これが月額六万五〇〇〇円の遺族基礎年金にかわる。

五 遺族基礎年金は国民共通の給付であるが、死亡した夫がサラリーマンで厚生年金に加入していた場合には、遺族基礎年金のほかに厚生年金から報酬比例の遺族厚生年金が支給される。遺族厚生年金の額は、夫の受けるべき報酬比例の老齢年金の四分の三相当額である。この場合平均標準報酬月額に対する乗率は、千分の七・五として計算し、夫の被保険者期間が二十五年未満のときは二十五年として計算する。夫の平均標準報酬が月額二五万四〇〇〇円とすれば、遺族厚生年金の額は月額約三万五七〇〇円となる（第11—5図）。

六 厚生年金に加入していた夫が死亡しても、十八歳未満の子のない妻には遺族基礎年金は支給されず、報酬比例の遺族厚生年金のみが支給される。ただし、その妻が夫の死亡時四十歳以上であれば、遺族厚生年金に月三万七五〇〇円が加算される。同じ未亡人であっても、十八歳未満の子のあるなしでは生活の困窮度に大きなちがいがあり、子がいなければ自立や再婚も比較的容易と考えられるからである。しかし四十歳以上の中高年齢以上の場合にはそうともいい切れないので、遺族基礎年金の四分の三相当額の加算がつく。なお、衆議院における修正で夫の死亡時四十歳未満であっても、三十五歳以上であれば四十歳から加算がつくことになった。

七 六十歳以上の夫、父母、祖父母、十八歳未満の孫も、十八歳未満の子のない妻と同様遺族基礎年金は受けられないが、遺族厚生年金を受けることができる。夫、父母、祖父母については、死亡時六十歳未満であっても五十五歳以上であれば六十歳から支給されることに衆議院で修正された。

今回の改革によって、遺族年金も一階部分が国民共通の基礎年金、二階部分が報酬比例年金という二階建年金の仕組みになり、水準の引上げ及び遺族の年齢や態様による給付の重点化がはかられた。これによってこれまでのような夫の老齢年金の権利の継承という遺族年金の性格は弱まり、遺族に対する独自の社会保障給付という性格が強まったといえるし、また遺族も六十五歳以上になれば自ら老齢基礎年金を受けることができるので、これまで遺族年金が実際上果たしてきた高齢寡婦に対する老齢年金としての機能もなくなったといえる。なお、これからは原則として一人で二以上の年金を受けることができなくなるが、自らの老齢基礎年金と夫の死亡による遺族厚生年金は併給されるのである。

7 国会での論議

今度の改革では、障害年金の改善とともに、婦人の年金権の確立が改革の大きな柱であり、遺族年金も大幅に改善され、かねてから指摘されてきた問題がすべて解決されたことは女性にとっては喜ばしいことであり、評価されなければならぬ。しかし国会審議では、参議院の各党婦人議員から、働く女性の立場にたつて反対というよりむしろ反撥ともとれる質問や意見が多くでた。第一に、サラリーマンの妻が保険料を払わずに年金がもらえるのはおかしい、恵まれた家事専業の女性の年金の費用を、共稼ぎせざるをえない夫婦や独身の女性が負担することになるといふ意見である。独身かどうかを問わず、賃金、報酬が同じであれば、料率も同じであるのが社会保険料の負担の仕方としてより公平ではないかと思うし、家事や育児も女性の大事な仕事であり、夫の収入には家庭にいる妻の内助の功もあると考えるのははや古すぎるのであろうか。

第二に、雇用の面でまだ男女差別があり、年金額のうえでも男女に大きなひらきがあるのに、年金を個人単位にし

て、支給開始年齢や保険料率を男女同一にするのは、働く女性の年金を不利にするものだという意見である。しかし雇用面の面における男女差別については、同じ国会でそれを撤廃するための男女雇用機会均等法が制定されようとしているのに、年金制度のうえでだけ女性の優遇措置を残せというのはどんなものであるか。また男子にくらべて女子の平均年金額が低いのは、男子にくらべて女子の平均標準報酬が低いこと（昭和五十八年度男子二五・四年、女子一九・五年）によるものであり、男女差別によるものではない。平均標準報酬や平均余命（平均年金受給期間）との関係では、むしろ男子にくらべて女子の方がはるかに有利なのである。なお、女子の平均標準報酬を月額一三万八〇〇〇円、加入期間四十年とした場合の女子の標準的な老齢年金の水準は月額九万一四〇〇円になる。

女性や遺族については、国によってかなり年金制度上の取扱いにちがいがあがる。国会では以上のほか次のようなことも議論になったので紹介しておきたい。一つは女性の妊娠、出産、育児等による休業期間の取扱いについてである。諸外国ではたとえばイギリスにはホーム・レスボンビリティーズ・プロテクションという制度があり、育児、介護等のため労働活動を行うことができなかつたことによる基礎年金給付の減少を防止するために、十六歳以下の子が児童手当を受給している期間は、基礎年金に加入すべき年数から控除している。老人や障害者を介護し、介護手当を受けている期間も同様の取扱いになっている。西ドイツでも妊娠、出産期間は脱落期間として保険料を拠出しなくても年金額に反映させており、フランスでも子が十六歳になるまで少なくとも九年間養育したときは、年金額の算定にあつて一人につき二年間加入期間に加算される。

国会で、わが国でも妊娠、出産、育児等による休業期間も年金の加入期間に算入し、年金額に反映させることはできないかという質問があつた。わが国では厚生年金の適用はあくまで雇用関係と賃金、報酬の支払いが前提であり、雇用関係がないにもかかわらず、妊娠、出産、育児等の期間を被保険者期間に計算するわけにはいかない。しかし、いま国公立の施設で働く教員や保母、看護婦等について認められているような雇用関係の継続を前提とした本格的な育児休業等の制限が民間にも確立、普及していけば、これらの期間も自ずと厚生年金の被保険者期間に計算されることになる。しかし、わが国においても、今回の改革で基礎年金に関する限り、妊娠、出産、育児を含むすべての期間が年金の資格期間に算入され、サラリーマンの妻であれば年金額も何ら影響を受けることはなくなつたのである。もう一つは離婚した女性に対する年金権に関連し、離婚したとき妻に夫の老齢年金の分割が認められないか、また離婚した後、前の夫が死亡したときに妻が遺族年金を受けられるようにできないかという意見である。離婚した妻に対する取扱いも国によってさまざまであり、西ドイツでは離婚の際夫の年金権の分与が認められているし、フランスやイギリス、アメリカでも婚姻期間や死亡時の年齢について一定の条件を満たせば、離婚した妻にも夫の老齢年金の一部や遺族年金が支給されることがある。

諸外国の取扱いはたいへん興味のあるところであるが、この問題はそれぞれの国の離婚制度のあり方や離婚の事情、婚姻期間中に夫の取得した収入や財産に対し、婚姻期間中あるいは離婚した妻にどの程度の持分、権利を認めるかという民法上や税法上の取扱いとも関係があり、年金制度のうえでのみ諸外国の取扱いを直ちにわが国に導入することはできない。しかしわが国においては、今回の改革で夫の保険料で妻自身にも婚姻期間に応じて基礎年金の権利が与えられることになった。たとえば夫が厚生年金に四十年加入した場合、夫婦で月一七万六〇〇〇円の年金のうち五万圓は基礎年金として法律上も妻の分として認められたということであり、その後離婚しても同じである。したがって基礎年金に関する限り離婚した妻に対しても完全なあたりで年金権が保障されたといえる。

以上のほか、男女平等というからには妻が死亡した場合夫にも妻と同じ条件で遺族年金を支給すべきでないかとい

う意見もあった。西ドイツやアメリカはそうである。しかし遺族年金の必要性という観点からは、わが国でまだそこまですることはないのである。

今回の年金法の改正が審議されている同じ国会で、労働省が雇用の面における男女差別を撤廃するための男女雇用機会均等法案を提出し、ほぼ同時に成立した。これを受けてわが国が昭和五十四年十二月国連総会において採択した「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が昭和六十年六月二十四日国会で批准された。そして翌昭和六十一年四月一日から新年金法と男女雇用機会均等法が同時に施行になり、年金制度における男女平等と雇用の面における男女平等が同時に実現した。昭和五十一年から十年間の国際婦人年の最終年にふさわしい誠に象徴的なできごとであったといつてよい。

第十二章 障害者の年金と手当

1 障害年金の改善と特別障害者手当の創設

今回の改革で障害年金の仕組みも大きく変わり、内容も大幅に改善された。まず第一に、障害年金も基礎年金と報酬比例年金の二階建て年金の仕組みになり、一、二級の障害者に対し、国民年金から全国民共通の障害基礎年金が支給され、厚生年金からはその上のせ給付として報酬比例の障害厚生年金がでる。国民年金の障害福祉年金は廃止され、既裁定の障害福祉年金は障害基礎年金に裁定替えされる。厚生年金の三級の障害者に対しては厚生年金の独自の給付として障害厚生年金のみが支給される（第12—1図）。

第二に、障害年金を受けるためには、これまで厚生年金については原則として六月以上の被保険者期間、国民年金については一年以上の保険料納付済期間が必要とされたが、これからは被保険者になつてすぐ障害になつても障害年

た。共済法の成立は竹下大臣のお力によるところが大きい。自民党の田中正巳公的年金調査会長、橋本龍太郎行政調査会長には、年金法のみならず共済法案のときも、成立のためにたいへんご尽力をいただいたし、自民党の国会対策委員長であった衆議院の江藤隆美、参議院の齋藤十朗の両先生の名も忘れるわけにはいかない。当時の自民党の幹事長は金丸信、総務会長は宮沢喜一、政調会長は藤尾正行の諸先生であった。

昭和六十一年四月一日無事新年金制度が船出することができ、年金局長室に年金局職員が全員集まり、今は亡き吉村仁事務次官にもきていただき、樽酒をくみかわして新制度の船出を祝い、お互いに労をねぎらいあった。また五月二十六日に新年金法の施行祝賀会を駒場エミナースで開き、山田雄三、福武直、小山路男などの諸先生をはじめとする関係審議会の委員、事業主及び労働団体の代表、報道各社の論説委員及び厚生担当記者、大蔵省などの関係省庁の担当者、厚生省OBなどの方々をお招きし、今井厚生大臣からお礼を申しあげ、みなで盃をあげた。それは今回の改革に長い間寝食を忘れてうちこみ、情熱をもやしてきた者にとって感無量のひとときであった。最後にあらためてこれらの方々に厚く感謝の意を表したい。

第十八章 新制度の発足

1 被保険者数

一 昭和六十一年四月一日新年金制度が発足したが、新年金制度の発足時（改正後）のすがたを旧制度（改正前）と比較すると、まず、国民年金の被保険者は、従来は自営業者、農業従事者などの強制加入被保険者と、被用者の妻などの任意加入被保険者となっていたが、新制度では、学生等を除き、原則として日本に居住する二十歳から五十九歳までの者はすべて強制加入被保険者となった。これを被保険者の種類ごとにみれば、第一に自営業者や農業従事者等従来の強制加入被保険者は第一号被保険者に移行し、第二に厚生年金や共済年金に加入している被用者本人は、同時に第二号被保険者として国民年金にも加入することとなった。第三にこれまで国民年金に任意加入していた被用者の妻はもちろん、これまで国民年金に任意加入していなかった被用者の妻も、新法では第三号被保険

一 五十九年度価格で五万円とされた基礎年金の額は、五十九年度と六十歴年の消費者物価上昇率に基づき三・八%のスライドが行われ、六十一年度から実際には五万一九〇〇円で発足した。また、国民年金の十年年金などの旧法年金についても、六十年年度スライド積残し分と六十歴年の消費者物価上昇分として二・七%のスライドが実施された(第18-2表)。

3 年金額及び受給者数

一 厚生年金の保険料率は、新制度の実施に先立ち、六十年十月から男子は千分の一八、女子は千分の二〇保険料率が引き上げられた。これにより、一般男子(第一種被保険者)が千分の一〇六から一二四、女子(第二種被保険者)が千分の九三から一一三、坑内員・船員(第三種被保険者)が千分の一一八から一三六、任意継続被保険者(第四種被保険者)が千分の一二四に引き上げられた。

二 国民年金の保険料は、昭和六十年四月から月額六七四〇円であったが、昭和六十一年四月から五十九年度価格六八〇〇円に物価スライド率三・八%をかけて七一〇〇円に引き上げられた。六十二年度は七四〇〇円、六十三年度は七七〇〇円と、六十五年まで毎年三〇〇円ずつ引き上げられることとされているが、基礎年金について物価スライドが行われたときは、その額にスライド率をかけた額になる。

2 保険料

第18-1表 被保険者数

(単位：千人)

制 度	旧 制 度			新 制 度		
	男 女	子 子 坑 内 員		男 女	子 子 坑 内 員 船 員	
厚 生 年 金			18,385			18,347
			8,657			8,746
	合 計		25	合 計		24
			27,068			170
				合 計		27,287
国 民 年 金	強 制 加 入		17,639	第 1 号		18,362
	任 意 加 入		7,452	第 3 号		9,748
	合 計		25,091	任 意 加 入		1,199
				合 計		29,309

資料：社会保険庁調べ

- (注) 1. 旧制度は昭和61年3月末、新制度は61年9月末である。
 2. 国民年金の第3号被保険者は、被保険者ファイルへの入力済数であり、届出数ではない。
 3. 厚生年金の被保険者は、国民年金の第2号被保険者でもある。

者として国民年金に加入することとなった。したがって、新法の国民年金の任意加入被保険者は、学生や在外邦人、あるいは六十歳から六十四歳までの任意加入者等に限られる。

二 厚生年金の被保険者についても、新法と旧法では若干のちがいがあがある。第一に今回の改革により船員保険の職務外年金部門が厚生年金に統合され、船員保険の被保険者は坑内員と同様厚生年金の第三種被保険者として取り扱われることとなった。第一に新法では原則として厚生年金の被保険者は六十四歳までで、六十五歳になると被保険者資格を喪失することになった。ただし、その時点で老齢年金の資格要件を満たしていない者については、任意加入が認められている。第三に五人未満事業所等の適用拡大により、これまで法人の事業所に勤務しながら国民年金の被保険者であった者が、段階的な適用拡大により、厚生年金の被保険者となることとなった。

第18-3表 年金受給権者数

(単位：千人)

制 度	旧 制 度		新 制 度	
厚 生 年 金	老齢年金	3,267	老齢年金	3,405
	通算老齢年金	2,066	通算老齢年金	2,157
	障害年金	265	障害年金	270
	遺族年金	1,482	遺族年金	1,497
	通算遺族年金	165	通算遺族年金	172
	合 計	7,246	合 計	7,500
			老齢厚生年金	20.6
			障害厚生年金	0.8
			遺族厚生年金	9.9
			合 計	31.3
国 民 年 金	老齢年金	6,846	老齢年金	6,916
	通算老齢年金	1,500	通算老齢年金	1,596
	障害年金	321	障害年金	321
	母子・準母子年金	112	母子・準母子年金	105
	遺児年金	6	遺児年金	5
	寡婦年金	52	寡婦年金	52
	合 計	8,837	合 計	8,996
			老齢基礎年金	15.2
			障害基礎年金	701.0
			遺族基礎年金	9.1
		合 計	725.3	
福 祉 年 金	老齢福祉年金	1,894	老齢福祉年金	1,810
	障害福祉年金	643	障害福祉年金	—
	母子・準母子福祉年金	0.6	母子福祉年金	—
	合 計	2,537	合 計	1,810

資料：社会保険庁調べ

- (注) 1. 旧制度は昭和61年3月末、新制度は61年9月末である。
2. 福祉年金は受給者数である。

第18-2表 年金額 (月額)

年 度	旧 制 度		新 制 度
	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度
制度名	スライド率		
	2.0%	3.4%	2.7%, 3.8%
[厚生年金]			
55年改正モデル年金 (30年加入, 夫婦)	153,483円	158,200円	—
59年改正モデル年金 (32年5月加入, 夫婦)	—	—	183,842円
障害年金・遺族年金 (最低保障額)	47,817	49,450	51,900
遺 族 年 金 (2子, 最低保障額)	75,317	76,950	101,200
[国民年金]			
10年年金	30,375	31,408	32,258
5年年金	25,858	26,733	27,458
20年年金 (モデル) (現行最長期間 加入者, 単身)	—	43,592	44,767
障害年金 (1級)	59,775	61,817	64,875
〃 (2級)	47,817	49,450	51,900
母子年金 (子1人)	62,817	64,450	67,467
[基礎年金]			(昭和59年度) (昭和61年度) (価格) (価格)
老齢基礎年金	—	—	50,000円→51,900円
障害基礎年金 (1級)	—	—	62,500 →64,875
〃 (2級)	—	—	50,000 →51,900
遺族基礎年金 (子1人)	—	—	65,000 →67,467
[福祉年金]			
老齢福祉年金			
収入 600万円未満	25,600	26,500	27,200
収入 600万円以上	23,500	23,800	24,000
876万円未満			
障害福祉年金 (1級)	38,400	39,800	—
〃 (2級)	25,600	26,500	—
母子福祉年金	33,300	34,500	—

資料：社会保険庁調べ

第18-4表 保険料・国庫負担・給付費(予算ベース)

(単位：億円)

制 度	保 険 料			国 庫 負 担			給 付 費		
	60年度	61年度	増 減	60年度	61年度	増 減	60年度	61年度	増 減
厚生年金	75,968	91,412	15,444	9,135 (12,185)	15,880 (18,920)	6,745 (6,735)	71,584	80,267	8,683
国民年金 (拠出制)	18,891	12,526	△ 6,365	8,431 (10,987)	6,567 (8,484)	△ 1,864 (△ 2,503)	28,507	31,226	2,719
基礎年金	-	-	-	-	-	-	-	4,927	4,927
福祉年金				9,306	6,855	△ 2,451	9,306	6,855	△ 2,451
合 計	94,859	103,938	9,079	26,872 (32,478)	29,302 (34,259)	2,430 (1,781)	109,397	123,274	13,878

資料：社会保険庁調べ

- (注) 1. 厚生年金の国庫負担は、厚生年金保険の国庫負担の繰入れの特別措置に基づく国庫負担金の一般会計からの受入れ見込み額を計上した。()内は特別措置がないものとした本来額である。
 2. 国民年金(拠出制)の国庫負担は、平準化法による減額後の額であり、()内は国庫負担所要額である。

第18-5表 基礎年金の収入と支出

(昭和61年度 単位：億円)

拠 出 金 等		給 付 費 (交 付 金)	
厚生年金から	29,570	基礎年金給付費	4,927
国民年金	14,402	交 付 金	45,491
共済組合	6,446	(旧法給付費中基礎年金相当分)	
合 計	50,418	(内訳 厚生年金へ	14,663)
		国民年金	27,354)
		共済組合	3,474)
		合 計	50,418

資料：社会保険庁調べ

4 収支予算


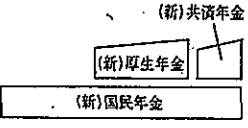
二 年金の種類別の受給権者数について改正前と改正後をくらべれば、第18-3表のとおりである。改正により、老齢福祉年金を除いて福祉年金は廃止され、旧制度の障害福祉年金と母子(準母子)福祉年金は、それぞれ障害基礎年金と遺族基礎年金に裁定替えされた。また年金の種類として、旧法に基づく国民年金や厚生年金の給付に加え、改正後は新法に基づく基礎年金や厚生年金が加わったが、新法に基づく年金の受給権者の数は障害基礎年金を除けばまだ少ない。

一 保険料収入、国庫負担額及び給付費について改正前と改正後を予算ベースで対比したものが第18-4表である。ただ、六十一年度は制度発足初年度であるので、予算も平年度のすがたでなく、基礎年金に関係する給付費については、四月分から翌年の一月分までの十か月予算で組まれているし、(旧法国民年金の基礎年金相当給付費のみ支払月の関係で四月分から二月分までの十一か月予算となっている)。福祉年金から移行した基礎年金及び通算老齢年金の給付費については、支払月の変更(支払回数増)があったため、前年度の十二月分から当年度の一月分までの十四か月予算で組まれている。

二 国民年金の保険料収入は、約三分の二に減ったが、これは改正により従来任意加入していた被用者の妻が第三号被保険者となり、その分の保険料収入がなくなったためである。他方厚生年金の保険料収入は、六十一年度は対前年度比で二〇・三%という高い伸びを示しているが、これは六十年十月からの保険料率の改定によるものである。

三 年金の給付費と国庫負担については、総額としては改正による大きな影響はない。しかしながら、制度別国庫負

第18-6表 新旧制度比較表

事項	旧制度	新制度	備考
基本的な仕組み	<p>○制度ごとに分立</p> <p>①国民年金 ②厚生年金保険 ③船員保険 ④共済年金</p> 	<p>○2階建の制度に再編成</p> <p>①(新)国民年金 (基礎年金) ②(新)厚生年金保険 (上乗せ給付) ③(新)共済年金 (上乗せ給付)</p> 	<p>○国民年金制度を基礎年金を支給する制度に発展させる</p> <p>○船員保険(年金部門)は厚生年金保険に統合</p>
加入者	<p>○国民年金</p> <p>①20～60歳未満の自営業者 ②サラリーマンの妻(任意加入) ③国外の日本人は加入できない</p> <p>○厚生年金保険 サラリーマン(年齢を問わず)</p>	<p>○(新)国民年金(基礎年金)</p> <p>①20～60歳未満の者(サラリーマンも含む) ②サラリーマンの妻も全員加入 ③資格期間不足の者は65歳まで加入できる途を開く ④国外の日本人にも任意加入の途を開く ⑤海外在住期間等も年金資格に結びつける</p> <p>○(新)厚生年金保険 65歳未満のサラリーマン</p>	<p>○サラリーマンは厚生年金保険と国民年金の両方に加入</p> <p>○65歳以上は働いていても全額年金支給</p>

5 新旧制度の比較

最後に、新旧制度を比較して一覧表にしておく(第18-6表)。

担は、新旧で大きくかわってきており、厚生年金が大幅に増加し、国民年金が減少している。これは、旧制度においては、原則として国民年金は給付費の三分の一、厚生年金は給付費の二〇%の国庫負担が行われていたが、新制度においては、特別な国庫負担を除き、原則として基礎年金各制度が拠出する拠出金の三分の一について国庫負担が行われることになり、各制度がその被保険者数(被用者年金は、その制度の加入者にその被扶養配偶者を加えた人数)に按分してこれを負担することになるので、被保険者数が多い厚生年金からの拠出金が多くなるためである。

四 昭和六十一年四月一日現在六十歳を超える者に旧法が適用され、同六十歳未満の者に新法が適用されるのであるが、旧法による年金に關しても、国民年金の給付、及び厚生年金等の給付のうち国民年金の給付に相当する部分の給付は基礎年金とみなして各制度からの拠出金によってまかなわれるが、年金の支払はこれまでどおり各制度から行われるため、その財源としても一度各制度に交付金として交付される。この拠出金と交付金のやりとりと、新しく発生する基礎年金の収支を他の年金給付の収支と明確に区分して経理するため、国民年金特別会計の中に新たに基礎年金勘定が設けられた。基礎年金勘定で集める拠出金は五兆四一八億円、このうち四九二七億円が基礎年金の本来給付費として支給され、残り四兆五四九一億円が基礎年金相当給付費の財源として、各制度に交付される。六十一年度の被保険者一人当たり拠出金単価は国庫負担分を含め一月八〇〇六円である。